

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年（2025 年）2 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒 003-8612 札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8-1

札幌市白石区市民部地域振興課 TEL (011) 861-2422 FAX (011) 861-2775

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

白石区市民部地域振興課・まちづくりセンター複写サービス

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

ア 白石区市民部地域振興課（南郷通 1 丁目南 8-1）

イ 白石区市民部白石まちづくりセンター（本通 1 丁目南 2-32）

ウ 白石区市民部東白石まちづくりセンター（本通 13 丁目南 10-1）

エ 白石区市民部東札幌まちづくりセンター（東札幌 2 条 4 丁目 3-14）

オ 白石区市民部菊水まちづくりセンター（菊水 7 条 2 丁目 2-20）

カ 白石区市民部北白石まちづくりセンター（北郷 2 条 3 丁目 11-21）

キ 白石区市民部北東白石まちづくりセンター（北郷 3 条 12 丁目 4-1）

ク 白石区市民部白石東まちづくりセンター（本通 18 丁目南 2-6）

ケ 白石区市民部菊の里まちづくりセンター（菊水元町 8 条 1 丁目 11-1）

(5) 入札方式

事後審査入札方式

(6) 入札方法

単価で行う。入札金額は 1 枚あたりの単価を記載し、この単価は銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でな

いこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店または支店等がある者であること。
- (7) 過去5年間に同様の業務について本市と契約実績があること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。

また、入札説明書は下記白石区ホームページからも入手可能

https://www.city.sapporo.jp/shiroishi/oshirase/sonota/chiikishinko/keiyaku/hukusyasa-bisu2025_chiikisinkou.html

なお、上記1の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする。

- (2) 入札書の受領期限

令和7年3月7日（金）9時30分（送付による場合は必着）

- (3) 開札の日時及び場所

令和7年3月7日（金）10時00分

白石区複合庁舎4階地域振興課（札幌市白石区南郷通1丁目南8-1）

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、持参又は送付により提出すること。

ア 持参の場合は、封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載し、上記1あてに受領期限までに提出すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

イ 送付の場合は、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時及び調達件名を記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書を同封せず外封筒に入れて送付すること。

なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 不要

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額に仕様書で示す年間使用予定枚数を乗じた額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。